

市町村プログラム(案)

計画期間：平成21年11月1日から平成24年3月31日		
京都市消費生活基本計画の基本方針	消費者行政活性化の方針	計画期間中に取り組む施策・目標
基本方針2：消費者被害の救済 (1) 消費生活相談，被害の救済	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容の充実を図るため，相談員の能力向上を目指す。 相談内容の複雑・高度化に対応するため，窓口機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員への研修参加支援や，相談員向け研修を実施する。 弁護士等専門家による相談員への相談援助事業や情報収集のための機器等を整備する。 相談者の個人情報保護に配慮した相談窓口環境の整備を図る。
基本方針3：消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保 (1) 消費者被害の未然防止・拡大防止 ア 消費者被害に関する情報提供の推進 イ 関係機関・団体等との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> 被害割合の高い高齢者等の消費者被害防止を中心とした啓発を強化する。 関係機関との連携体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉担当部署等との連携体制を構築し，啓発を強化する。 消費者被害情報一元化のための庁内連携体制を構築する。
基本方針4：消費者の自立支援 (1) 様々な機会を通じた情報提供の推進 (2) 消費者教育・啓発の充実 ア 様々な学習機会の拡充 イ 学校における消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 若年者を始め，あらゆる年齢層への消費者教育・啓発を強化する。 相談窓口周知のための広報強化や，情報提供機能を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との連携体制を構築し，消費者教育の推進を図る。 消費者団体等との連携により消費者教育・啓発を強化する。 広報紙や，メディア等を活用した相談窓口の周知広報や，情報提供コーナーの充実を図る。

消費生活相談員の処遇改善の取組：消費生活専門相談員の能力向上を図るための研修を充実する。研修への参加支援回数を増やし，本市独自の相談員研修を実施する。